

令和7年度 第2回 浜松市介護保険運営協議会

日時：令和8年3月12日（木）

午後7時～午後8時30分

場所：浜松市役所北館 101・102 会議室

次 第

1 開会

2 議事

報告事項

- (1) 令和7年度要介護認定の審査状況等について【資料1】
- (2) 令和8年度介護保険料の見直しに伴う介護保険条例改正について【資料2】
- (3) 令和7年度介護人材確保対策事業について【資料3】
- (4) 地域支援事業に係る取り組みについて【資料4】
- (5) 第10期介護保険事業計画における施設整備の方向性について

3 その他

4 閉会

令和7年度要介護認定の審査状況等について

1 要介護認定の状況（令和7年12月末現在）

(1) 要介護認定月別申請件数

(単位：件)

区分	令和7年度 (A)				令和6年度 (B)				増減 (A-B)			
	更新	新規	区分変更	計	更新	新規	区分変更	計	更新	新規	区分変更	計
4月	1,134	1,199	351	2,684	1,244	1,223	351	2,818	△ 110	△ 24	0	△ 134
5月	1,272	1,133	329	2,734	1,211	1,117	345	2,673	61	16	△ 16	61
6月	1,325	1,182	318	2,825	1,182	1,180	365	2,727	143	2	△ 47	98
7月	1,230	1,235	364	2,829	1,318	1,217	346	2,881	△ 88	18	18	△ 52
8月	1,309	1,128	319	2,756	1,187	1,257	348	2,792	122	△ 129	△ 29	△ 36
9月	1,253	1,185	327	2,765	1,315	1,138	388	2,841	△ 62	47	△ 61	△ 76
10月	1,086	1,237	347	2,670	1,225	1,252	346	2,823	△ 139	△ 15	1	△ 153
11月	1,178	1,033	327	2,538	1,164	1,084	340	2,588	14	△ 51	△ 13	△ 50
12月	1,458	1,190	393	3,041	1,498	1,095	312	2,905	△ 40	95	81	136
12月末計	11,245	10,522	3,075	24,842	11,344	10,563	3,141	25,048	△ 99	△ 41	△ 66	△ 206
構成比	45.3%	42.4%	12.4%	100.0%	45.3%	42.2%	12.5%	100.0%	—	—	—	—
1月	2,257	1,291	385	3,933	2,287	1,411	373	4,071	△ 30	△ 120	12	△ 138
2月	618	1,211	336	2,165	444	1,228	380	2,052	174	△ 17	△ 44	113
3月	1,393	1,211	336	2,940	1,044	1,294	406	2,744	349	△ 83	△ 70	196
合計	15,513	14,235	4,132	33,880	15,119	14,496	4,300	33,915	394	△ 261	△ 168	△ 35

(参考) 令和7年度の2月以降は推計値。1月の更新申請件数が多いのは、1月30日に3月末期限の更新申請受付が始まるため。

(2) 要介護認定者数

介護度	令和7年12月31日 (A)		令和7年3月31日 (B)		増減 (A-B)	
	人数 (A)	構成率	人数 (B)	構成率	人数	伸率
要支援1	6,854	15.8%	6,719	16.0%	135	2.0%
要支援2	5,466	12.6%	5,171	12.3%	295	5.7%
要介護1	12,977	29.9%	12,533	29.8%	444	3.5%
要介護2	6,063	14.0%	5,974	14.2%	89	1.5%
要介護3	4,923	11.3%	4,839	11.5%	84	1.7%
要介護4	4,706	10.8%	4,449	10.6%	257	5.8%
要介護5	2,434	5.6%	2,365	5.6%	69	2.9%
合計	43,423	100.0%	42,050	100.0%	1,373	3.3%

(3) 介護認定申請から審査会開催までの所要日数（小数点以下四捨五入）

(単位：日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度	39	42	40	38	40	41	41	44	40	45	44	44
令和7年度	46	50	44	41	41	36	34	33	31	39	35	—

2 認定審査の状況について（令和7年4月～12月）

（1）認定申請・認定審査件数

認定申請件数	24,842 件							
認定審査件数	25,044 件	中央	東	西	南	浜名	北	天竜
審査会開催回数	770 回	420 回	65 回	53 回	64 回	87 回	45 回	36 回

※申請及び審査件数は、時間的ずれがあるため、件数は異なる。

（2）審査結果

ア 審査結果概要

（単位：件）

審査件数	全 体		
	被保険者	無資格者(公費)	
審査件数	25,044	24,963	81
再審査	1	1	0
区分変更却下	159	158	1
新規(支→介)却下	106	106	0
2号非該当却下	4	4	0
認定件数	24,774	24,694	80

イ 前回要介護度との比較

（単位：上段 件、下段 %）

認定 審査前	認定審査後									前回との比較		
	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	軽度化	前回と 同じ	重度化
新規申請	115	2,529	1,287	2,087	838	507	568	431	8,362	—	—	—
	1.3%	30.2%	15.4%	25.0%	10.0%	6.1%	6.8%	5.2%	100.0%	—	—	—
要支援1	20	1,021	548	933	225	123	123	65	3,058	20	1,021	2,017
	0.7%	33.4%	17.9%	30.5%	7.4%	4.0%	4.0%	2.1%	100.0%	0.6%	33.4%	66.0%
要支援2	0	229	672	701	260	129	113	67	2,171	229	672	1,270
	0.0%	10.5%	31.0%	32.3%	12.0%	5.9%	5.2%	3.1%	100.0%	10.5%	31.0%	58.5%
要介護1	5	161	247	2,001	1,075	628	571	305	4,993	413	2,001	2,579
	0.1%	3.2%	4.9%	40.2%	21.5%	12.6%	11.4%	6.1%	100.0%	8.3%	40.1%	51.6%
要介護2	1	33	45	373	694	617	483	249	2,495	452	694	1,349
	0.0%	1.3%	1.8%	14.9%	27.9%	24.7%	19.4%	10.0%	100.0%	18.1%	27.8%	54.1%
要介護3	0	10	27	148	225	530	487	303	1,730	410	530	790
	0.0%	0.6%	1.6%	8.6%	13.0%	30.5%	28.2%	17.5%	100.0%	23.7%	30.6%	45.7%
要介護4	0	12	21	88	111	224	554	355	1,365	456	554	355
	0.0%	0.9%	1.5%	6.4%	8.1%	16.4%	40.7%	26.0%	100.0%	33.4%	40.6%	26.0%
要介護5	0	5	5	22	21	52	153	342	600	258	342	—
	0.0%	0.8%	0.8%	3.7%	3.5%	8.7%	25.5%	57.0%	100.0%	43.0%	57.0%	—
合計	141	4,000	2,852	6,353	3,449	2,810	3,052	2,117	24,774	2,238	5,814	8,360
	0.6%	16.2%	11.5%	25.6%	13.9%	11.4%	12.3%	8.5%	100.0%	13.7%	35.4%	50.9%

(3) がん末期の被保険者の介護認定事務処理状況（至急審査対象の新規・変更申請分）

ア 申請件数の推移

(単位:件)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
申請件数	889	1,031	1,019	1,073	1,064	1,061	850	6,987
月平均	74	86	85	89	89	88	94	86

※但し、R7は12月末の数値を記載

イ 年齢別申請状況(令和7年12月末現在)

(単位:件)

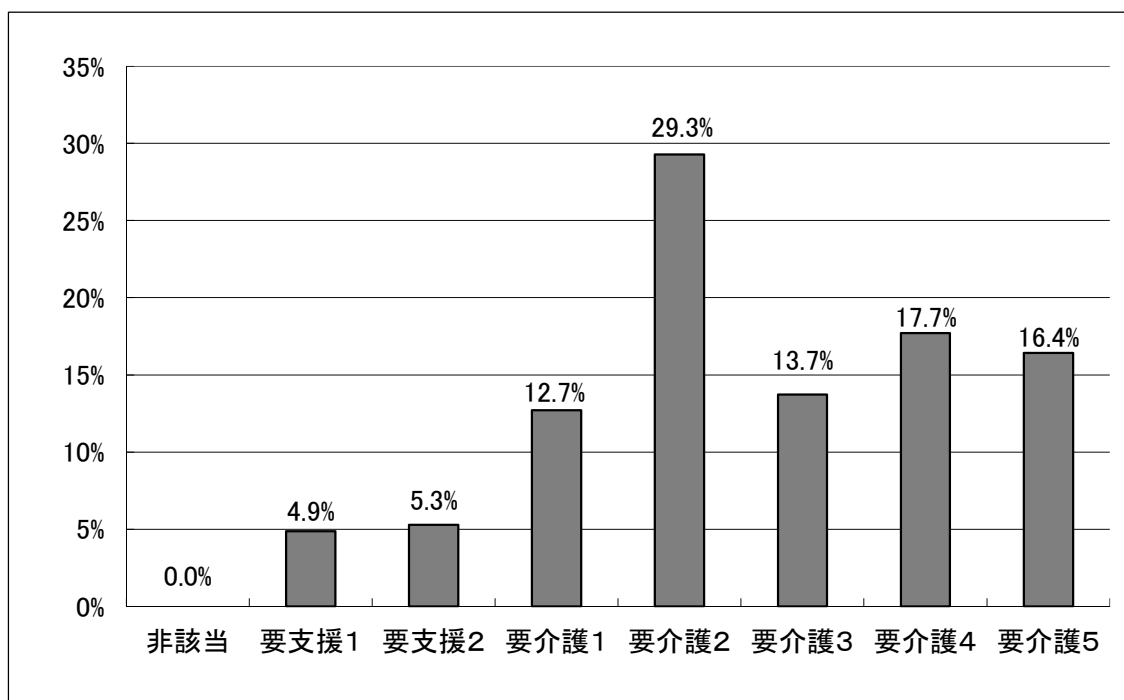
	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	計	構成比
男性	6	14	64	208	178	52	522	61.4%
構成比	1.2%	2.7%	12.3%	39.8%	34.1%	9.9%	100.0%	
女性	4	20	52	96	119	37	328	38.6%
構成比	1.2%	6.1%	15.9%	29.2%	36.3%	11.3%	100.0%	
計	10	34	116	304	297	89	850	100.0%
構成比	1.2%	4.0%	13.6%	35.8%	34.9%	10.5%	100.0%	

ウ 要介護認定結果(令和7年12月末現在)

(単位:件)

	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
件数	0	34	37	89	205	96	124	115	700
構成比	0.0%	4.9%	5.3%	12.7%	29.3%	13.7%	17.7%	16.4%	100.0%

※申請及び審査件数は、時間的ずれがあるため、件数は異なる。なお、取り下げ件数は73件



(4)簡素化の状況

ア 審査の簡素化の概要

平成30年度から、更新申請において一次判定が前回要介護度と一致するなど一定の要件を満たす場合、認定審査会での手続きを簡素化している。

- ・審査会では一次判定が簡素化要件に合致していることを確認
- ・コンピュータ判定による要介護度をもって、48か月間の有効期間で認定
(※令和2年度までは36か月間で認定)

簡素化の要件	全ての要件に合致すること。(①～⑥国が示す要件、⑦浜松市独自の要件)
①	第1号被保険者である
②	更新申請である
③	コンピュータ判定結果の要介護度が、前回認定結果の要介護度と一致している
④	前回認定の有効期間が12か月以上である
⑤	コンピュータ判定が「要介護1」または「要支援2」の場合は、状態安定性が「安定」である
⑥	要介護認定等基準時間が「次の要介護度に達する3分以内」ではない
⑦	がん末期ではない

イ 審査の簡素化の状況

(単位：件)

審査年度	審査件数		審査方法		更新申請分の 簡素化率
		うち更新分	通常	簡素化	
平成30年度	17,275	8,961	15,034	2,241	25.0%
令和元年度	35,571	20,997	30,163	5,408	25.8%
令和2年度	24,855	9,376	22,607	2,248	24.0%
令和3年度	29,031	14,003	25,559	3,472	24.8%
令和4年度	29,660	14,328	26,005	3,655	25.5%
令和5年度	29,853	12,469	26,713	3,140	25.2%
令和6年度	31,949	14,812	28,247	3,702	25.0%
令和7年度	25,044	11,229	21,929	3,115	27.7%

注1 平成30年9月審査から導入

注2 令和7年度は4月～12月の数値を記載

ウ 判定の期間短縮

- ・簡素化該当案件は審査会委員が要件合致を審査会開催日に確認・同意することで処理
- ・審査会委員への資料事前送付を行わないため、資料作成や郵送に係る時間を削減
- ・通常審査に比べ、所要日数が6日程度短縮

令和7年度における要介護認定を遅滞なく適正に実施するための ICTを活用した取組について

1 認定調査業務のデジタル化(タブレット活用) R7 予算額 5,809 千円(R8 : 5,809 千円)

(1) 概要等

介護認定訪問調査業務(以下、訪問調査)において、調査結果入力の効率化を図ることで申請から介護認定までに要する日数を削減し、市民サービスの向上を目的として、タブレット端末機等を導入し、令和7年4月から訪問調査モバイルシステムを使用した調査を開始した。

認定調査の遅れが顕著であった6月から、各調査員が週12件訪問することを目標化しているが、タブレットに慣れるとともに、調査に係る結果入力時間が短縮されてきている。

(2) 活用状況等

紙の調査票に代え、訪問調査タブレットにより調査及び調査結果の作成を行い、介護保険システムに取り込んでいる。本格的な導入以降、タブレットのタッチパネル選択後の自動生成文書修正の修正も図り、調査結果の平準化を推進するとともに調査日数の短縮に向けた調整を行っている。

2 介護認定審査会におけるクラウドサービス利用 R7 予算額 3,431 千円(R8 : 3,554 千円)

(1) 概要等

介護認定審査会(以下、「審査会」という。)では、隔年で審査会委員(以下、「委員」という。)改選が実施されている。昨今、医師の委員の確保が困難となっており、令和5年度は天竜区、令和7年度は浜名区において、委員数が減少する影響が出ている。

(R3:55 合議体 ⇒ R5 : 53 合議体 ⇒ R7:52 合議体)

こうした状況を鑑み、委員の会場までの移動の負担軽減及び審査会のリモート化(オンライン形式)を推進するため、審査会資料を電子化するクラウドサービスの利用を令和7年10月から開始した。本サービスの導入により、委員の利便性向上を図ることで、確保が課題となっている医師等の委員就任意欲への訴求を図るとともに、従来実施していた資料の印刷・製本及び 事前郵送が不要となったことで送付に要していた2日間の事務工程が削減され、審査会までの所要日数の短縮が可能となった。

(2) 活用状況等

- ・委員は、事務局(介護保険課等)がクラウド環境に格納した審査会資料を各自のタブレット、パソコン等を用いて、クラウド環境上で閲覧(合議体単位で相談し導入)
- ・審査会議は、委員各自の希望に応じてリモート出席又は会場出席を選択
⇒令和8年2月末現在、52合議体のうち約半数の22合議体で実施している。
⇒クラウド上で資料の共有ができるため、リモート出席時においても、ガン末期・簡素化該当者の当日審査が可能となった。
- ・審査会委員にクラウドサービス導入後のアンケートを実施
⇒リモート審査の推進が、委員の負担軽減に貢献できているかについて調査・検証を行う。

令和8年度介護保険料の見直しに伴う介護保険条例改正について

1 概要

令和7年度税制改正において個人住民税に係る給与所得控除が引き上げられたことを受け、市民税の課税状況や合計所得金額に基づき算定している第1号被保険者の保険料率について、令和8年度分の一部の被保険者分が下がる影響が生じます。

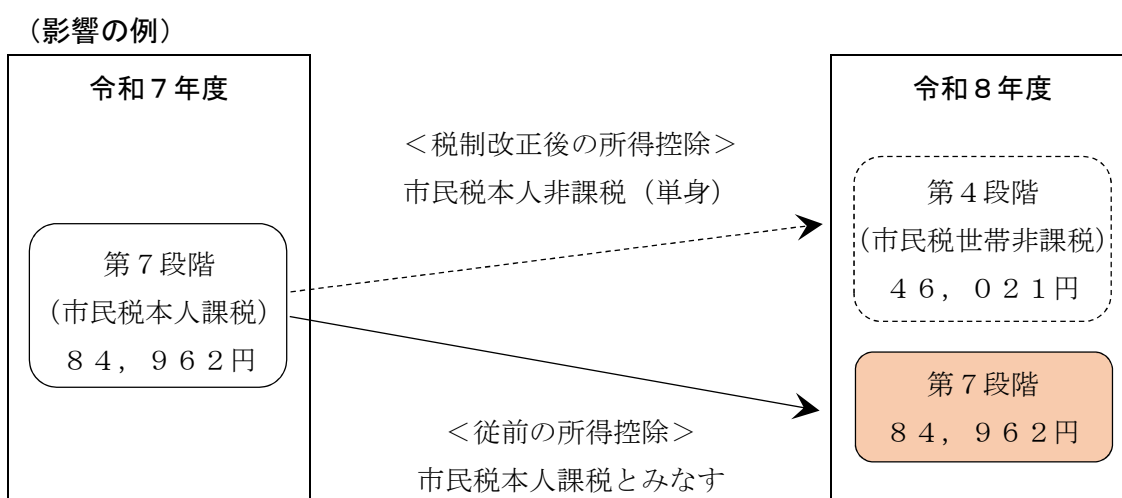
これを受け、国は介護保険法施行令を改正し、令和8年度の保険料率について給与所得控除を従前のものとして算定すると定めたことから、本市においても保険料率の算定に関する所得の額の特例を定めることとなり、令和7年度2月議会で議決される予定となっています。

2 改正の影響

(1) 所得の額の特例

令和7年(1月～12月)の給与収入が55万1,000円以上190万円未満の人は、令和7年度税制改正における個人住民税に係る給与所得控除の引き上げにより、令和8年度の市民税が非課税となる事例があります。そのため、被保険者本人が市民税非課税となる場合や世帯員が市民税非課税となることで被保険者が市民税世帯非課税となるケースなどが発生し、保険料段階が移動することで、保険料収入が減収となることが見込まれます。

そのため、国は、給与所得控除を従前のものとして算定することとし、令和7年度と同様の保険料算定となるよう介護保険法施行令の改正を行いました。これにより、第9期事業計画期間中における保険者の想定しない保険料収入不足を防ぐこととなります。



※令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者であり、かつ、令和8年度分の地方税法に規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者に限る。住所地特例制度の対象者や転入者などについては適用しない。

(2) 特例減免

前ページ(1)が適用されることで、令和8年度の介護保険料算定においてみなし課税判定となる課題があります。

こうした課題を踏まえて、国は事務連絡通知を発出し、令和8年度に限って介護保険法第142条に定める「特別の理由」に該当するものとして、(1)を適用した保険料段階から令和7年度税制改正を適用した保険料段階とする特例減免を行うことができるとしました。また、この特例減免については、本人の個別の申請によらずシステム上の対応による実施が可能としています。

(1)を適用しなかった場合、国の推計では保険料収入が約1%減少するものとしていることから、本市で特例減免を実施する場合には約1億7,000万円の保険料収入の減少が見込まれます。

なお、特例減免による保険料収入の減少により、保険料収入が保険給付費の第1号被保険者負担額を下回った場合は、介護保険事業計画期間において収支が均衡するよう剰余金を積み立てている介護給付費準備基金（令和6年度末残高 約53億3,600万円）から充当して対応することとなります。また、国からは、第1～第4段階の特例減免対象も含めて低所得者保険料軽減負担金を受けることもできます。

特例減免の対象者

- ①令和7年度の住民税が非課税の者
- ②(1)の所得の額の特例が適用されたことで、令和8年度の介護保険料算定においてみなし課税判定となる者の両方に該当する者

介護保険法（平成9年法律第123号）

（保険料の減免等）

第142条 市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

浜松市介護保険条例（平成12年条例第54号）

（保険料の減免）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

(1)～(4) 略

(5) その他市長が認める特別の理由があること。

※本市において、当該特例減免を実施する場合、浜松市介護保険条例第12条第5号に該当するものとして、浜松市介護保険料減免基準及び事務取扱要領に定めることとなります。

令和7年度介護人材確保対策事業について

1 目 的

今後の介護サービスに対する需要の増加に対応する介護人材を確保するため、多様な人材の確保・育成に取り組む。

○ 予算額

(単位：千円)

事業名	R6年度	R7年度	増減
介護人材確保対策事業	26,883	27,746	863

2 主な内容

(1) 介護職員キャリアアップ支援事業 (R7 予算額 13,195 千円 前年比 1,120 千円)

市内の事業所に勤務する介護職員の資格取得に要する費用を、市が一部を補助し、職員のキャリアアップに対する取り組みを支援することで、介護人材の確保及び定着を図る。

対象研修	奨励金上限額	R6年度(件)	R7年度(件)
介護職員初任者研修	50千円	27	20
生活援助従事者研修	25千円	0	0
介護福祉士実務者研修	80千円	113	102
介護支援専門員更新研修	40千円	10	3
合計	—	150	125

※1 介護支援専門員更新研修受講への奨励金については、天竜区、浜名区の一部(細江町、引佐町及び三ヶ日町)を対象地域とする。

※2 令和7年度は、令和8年1月21日現在の申請に基づく交付件数(交付予定も含む)

(2) 介護の担い手外国人支援事業 (R7 予算額 1,590 千円 前年比 35 千円)

介護人材不足の解消の一つとして、EPA介護福祉士候補者の受入れに対する初期費用の一部助成を行い、多様な介護人材の活用を図る。

項目	R6年度		R7年度	
	人数	金額	人数	金額
1年目(マッチング成立年度)	0人	0円	0人	0円
2年目(受入年度)	2人	420千円	0人	0円
合計	2人	420千円	0人	0円

※ 令和7年度は、令和8年1月末現在の人数及び金額

(3) 介護職員等奨学金返済支援事業 (R7 予算額 1,440 千円 前年比 0 千円)

市内介護サービス事業所に常勤の介護職員等として勤務する奨学金返済中の職員に対し奨学金返済額を一部助成することで、介護分野への就職促進及び定着を図る。

上限360千円/年(上限30千円/月×12か月)を最長3年間支援する。

令和8年度からは、1件当たりの上限額を240千円/年（上限20千円/月×12か月）に縮小し、対象者を介護サービス事業所で勤務する相談支援員や看護助手等にも拡充することで、支援体制の強化を図る。

項 目	R6年度		R7年度	
	人数	金 額	人数	金 額
奨学金返済支援奨励金	11人	1,200千円	4人	442千円

※ 令和7年度は、令和8年1月末現在の申請に基づく交付件数（交付予定も含む）

（4）浜松市介護人材確保推進検討会（R7 予算額 150 千円 前年比 0 千円）

安定的・持続可能な介護保険事業を行うため、介護サービス事業所に勤務する若手職員、介護サービス連絡協議会役職者及び学識経験者に加えて、福祉系の学校に在学する学生を含めた多様な視点から効果的な介護人材確保対策を検討する。

・検討会：2回開催/年（7月、3月）

（5）浜松市かいご TERAKOYA 事業（R7 予算額 8,700 千円 前年比 100 千円）

介護職員に安心して働いてもらうため、市内介護施設で小学生を預かるための職場環境等の整備を行う。また、学生たちに介護の現場や高齢者との触れ合いを通して、より介護の仕事を身近に感じてもらう介護職への雇用促進につなげていく。

- ・実施施設 7施設
- ・実施期間 7月22日～8月23日
- ・参加児童 229名（うち職員の子117名）
- ・利用した職員 83名、
- ・学生サポーター 92名

（6）【新】はままつかいご探検隊 2025 事業（R7 予算額 2,600 千円 前年比 2,600 千円）

介護職の担い手不足が進む中、若年層やその保護者に介護に対する理解を深めてもらい、将来、介護職を就職選択の候補としてもらうための土台作りとして、介護施設を親子で訪問し、介護現場の実状についてレクリエーションを交えて体験してもらうイベントを開催する。

本イベントには、親子の案内役として就職時期の近い高校生や大学生等をサポーターとして募集し、同じく介護への理解を深めてもらい就職活動の参考としてもらう。

開 催 時 期	10月4日（土）	11月1日（土）
協力介護施設	介護老人福祉施設一空園 特別養護老人ホーム南風	特別養護老人ホームきじの里 グリーンヒルズ東山
参 加 者	児童8名、保護者7名	児童7名、保護者6名
学生サポーター	4名	5名

3 その他

(1) 静岡県が実施する介護人材確保事業の把握

静岡県介護保険課が主催する事業者向けの外国人材支援研修等を視察し、外国人材を雇用するために必要なことや課題について学んだ。

(2) 外国人材定着対策の検討

外国人の雇用実績がある事業者やそこで就労する外国人から、困っていることや不便に感じていることをヒアリングし、「介護の専門用語や技術に係る研修が必要」や「外国人同士のコミュニティを広げる機会が欲しい」等の要望が聞かれたため、「外国人介護職員研修交流事業」の新設を検討することとした。

(3) 令和7年度外国人材確保に向けた浜松市の取り組み

ア. 海外都市との相互協力関係樹立の覚書締結

- ・ ダバオ市（フィリピン）と2024年10月29日付けで覚書を締結
- ・ バンドン市（インドネシア）と2025年8月11日付けで覚書を締結

今後、覚書を締結した両市（以下、「協力市」という。）と浜松市間で人材育成分野及び産業、経済分野での協力体制を熟成させることとした。このうち、産業分野での相互協力として、介護保険課も以下の取り組みに関与する予定。

- (ア) 協力市において浜松市内への就職を希望する者を対象とした企業・大学フェアの開催（マッチングイベント）
- (イ) 海外人材の受入方法や受入後の事例紹介等、浜松市内企業への情報提供
- (ウ) 協力市にあるヘルスケア又は工業分野のポリテクニクや大学等に在籍する学生に対して、浜松市の受入環境等のPRを実施

イ. 送り出し機関との意見交換

労働政策課が主体となり、浜松市を訪問した送り出し機関と意見交換を行った。

- ・ 令和7年7月1日にA社が来訪
- ・ 令和8年2月24日にB社が来訪

両機関とも、介護人材の育成に注力していることが伺えた。日本語教育はもとより、A社では医療機関で介護技術の実習を行っており、B社にあつては、介護技術を習得するための専用施設を有しており、即戦力となり得る人材の送り出しが可能だと推察される。

地域支援事業に係る取り組みについて

国は、市町村及び都道府県に対し、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取り組みを支援するため予算の範囲内においてインセンティブ交付金を交付するものとしている。

この交付金には「保険者機能強化推進交付金」と「介護保険保険者努力支援交付金」があり、いずれも自治体の取り組みを客観的な指標で評価し、達成状況に応じて交付金額が決定される仕組みとなっている。

1. インセンティブ交付金の主な評価指標

指標	主な具体的設問
PDCA サイクルの活用による保険者機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、介護事業計画における計画値と実績値の乖離状況についてモニタリングを行っているか ・モニタリングの結果を外部の関係者と共有し、乖離の要因やその対応策について、外部の関係者を含む議論の場で検証を行っているか
ケアマネジメントの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・質の向上に関する研修の総実施日数
多職種連携による地域ケア会議の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議における個別事例の検討割合
介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防のケアプランや要介護認定の調査票等を確認しているか ・事業の実施にあたってデータを活用して課題の把握を行っているか
介護給付適正化事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のサービス資源や給付費等の動向を把握し、他の地域とも比較・分析の上、介護給付費の適正化方策を策定しているか ・ケアプラン点検、縦覧点検、給付実績の活用等の3事業をすべて実施しているか
要介護状態の維持・改善の度合い	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定者の平均要介護度の変化率の状況はどのようになっているか

2. インセンティブ交付金の構成

(1) 保険者機能強化推進交付金 (R7 : 53,963 千円 前年度比 : △5,995 千円)

得点順位は、全国 194 位、県内 11 位であった。評価項目では「介護人材の確保その他のサービス提供基盤の整備を推進する」及び「公正・公平な給付を行う体制を構築する」において介護給付適正化事業の体制整備や介護人材確保・定着の取り組みについて全国と比較しても高水準な実施状況であった。

その他にも、介護保険事業計画に基づく PDCA サイクルの運用、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の整備、多職種連携の推進及びデータ活用の取り組みなど、介護保険事業を推進するための基盤整備に関する項目にて比較的高い評価となっている。

同交付金については、「総合事業訪問介護」に全額充当する予定としている。

(2) 介護保険保険者努力支援交付金 (R7 : 112,295 千円 前年度比 : △8,298 千円)

得点順位は、全国 206 位、県内 17 位であった。介護予防及び地域包括ケアシステムの推進に向けた各種取り組みを継続的に実施し、特に在宅医療・介護連携体制の整備など基盤的な分野において一定の評価を得ている。ただし、認知症施策の推進や早期発見・早期介入に関する取り組み、介護予防事業への参加促進などについては、今度さらなる充実が求められる。

同交付金については、「在宅医療・介護連携推進事業、元気はつらつ教室事業及び総合事業通所介護」に充当する予定としている。